

岐阜市行政第212号  
平成23年10月7日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 幅 隆彦



保有個人情報開示請求に対する拒否決定処分に関する  
不服申立てについて（答申）

平成23年2月21日付け岐阜市柳総第48号で諮問のあった岐阜市長が行った保有個人情報開示請求に対する拒否決定処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

岐阜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年12月24日付け岐阜市柳総第40号で実施機関が行った保有個人情報開示請求に対する拒否処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて異議申立人の求める対象公文書を特定した上で、該当する公文書の開示について諾否を決定すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分は、取り消すべきである。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 旧柳津町が本件対象土地に対し、昭和62年まで課税していたことから保有個人情報開示請求に該当する公文書が存在しないはずはない。

(2) 平成8年当時の柳津町職員が、名古屋鉄道株式会社と異議申立人関係人との間の裁判(本件対象土地に係るもの)に証人として出廷しており、公務で出頭しているならば、関係書類が作られているはずである。

### 第3 実施機関の主張の要旨

1 実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 昭和49年における町名地番変更において異議申立人の所有地が線路内に入った理由に関する公文書については、現在、岐阜市においては存在することを確認できなかったものである。

(2) 異議申立人の所有地が線路内に入ったことに関する責任の所在に関する公文書については、岐阜市において作成されていない。

2 以上のことから、文書不存在を理由に本件処分を行ったものである。

3 異議申立人の陳述により平成8年当時の柳津町職員が名古屋鉄道株式会社と異議申立人の関係人との間の裁判に出廷した際の関係書類について、当該職員に確認したが、公文書は作成されていないとのことであった。

4 その他、町名地番変更に關係があると考えられる公文書についても柳津町公文書規程(昭和47年柳津町訓令甲第2号)第26条第2項に定められている保存年限を過ぎており、保有個人情報開示請求に該当する文書は存在しない。

### 第4 当審査会の判断

異議申立人は、昭和49年における町名地番変更において異議申立人の所

有地が線路内に入ったと主張し、その理由及びその責任の所在に関する情報を知りたい情報として、保有個人情報の開示請求をしたものである。

実施機関に町名地番変更に関する書類の存在の有無を確認したところ、これに該当する公文書として「(永久保存) 柳津町土地改良区域地番変更見出帳 柳津町役場税務課」及び「(永久保存) 昭和49年5月23日字区域変更に伴う地番変更について 柳津町税務課」が提出されたが、これらは異議申立人の求める責任の所在に関する文書に直接該当する文書とは認められなかった。昭和49年当時の柳津町には町名地番変更の手続に関連して、当然保有されていた公文書があったと考えられるが、柳津町公文書規程によると永年以外の保存年限は最長で10年であり、当該保存年限に従って廃棄されたものと推測される。

また、実施機関の陳述によれば、平成8年の名古屋鉄道株式会社と異議申立人との間の裁判で旧柳津町職員が出廷した際には、当該職員は私的なメモ類を確認して裁判に臨んだものの、公文書としては何ら作成していないとのことである。私的なメモにすぎなかったとのことであり、公文書としては存在していないものと認められる。

しかし、当審査会における審査の過程において、異議申立人から提出された資料により、岐阜市と柳津町の合併後に岐阜市において異議申立人が申し立てた問題に関し検討された際作成された公文書が存在することが確認された。当該公文書は、本件処分の際に保有個人情報開示請求に該当する公文書として開示の諾否について決定すべきものであったと認められる。また、当該公文書以外にもそのような文書が存在する可能性を否定できない。

よって、実施機関は、他にも異議申立人が求める責任の所在に関する文書がないか公文書の有無について範囲を広げて調査の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、本件処分の際、公文書の範囲を特定するにあたって、異議申立人の請求の趣旨を酌むという配慮が足りないと認められるので、今後はこの点に関し十分配慮し、請求の段階で、請求のあった公文書が絞られてしまうことがないよう、市全体として公文書の存在を確認する等文書管理の徹底を図るよう求める。

## 第5 審査会の審査経緯等

平成22年	12月10日	保有個人情報開示請求
	12月24日	実施機関の開示拒否決定
平成23年	2月 8日	異議申立て
	4月18日	審査会開催
	5月20日	審査会開催。異議申立て人及び実施機関から意見聴取
	6月24日	審査会開催。異議申立て人及び実施機関から意見聴取

7月22日 審査会開催。異議申立人から意見聴取  
8月30日 審査会開催。異議申立人から意見聴取  
10月 7日 答申